

# 大崎市震災復興基本方針

～ 真の豊かさ 連携と協働による大崎の創生 ～



平成23年6月  
大崎市

## 1. 基本方針の位置づけ

平成23年3月11日に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0というわが国の地震観測史上最大のものでした。また、沿岸部を襲った大津波による壊滅的な被害や福島原発の事故、風評被害など、東日本をはじめとした多くの方々が不安な日々を過ごしています。

本市においても、震度6強を観測し、激しい揺れに見舞われ、さらには、4月7日の余震により、その被害が拡大するなど、いまだに予断を許さない状況が続いておりますが、大崎市総合計画に掲げている将来像「宝の都（くに）・大崎」を目指し、市政運営の理念である「安全・安心」「活力・交流」「自立・協働」「改革・挑戦」に基づき、揺らぐことなく震災からの復興に向けた取り組みを進めていく必要があります。

このことから、「大崎市震災復興基本方針」は、大崎市総合計画を機軸としながら、市民・企業・団体・行政が総力を挙げて復興に取り組んでいくための基本的な理念や方向性を示すものです。この基本方針をもとに、復興の具体的な取り組みと事業をまとめた「大崎市震災復興計画」を策定し、復興に向けたおおむね7年間の計画を示していきます。

また、大崎市震災復興計画の策定に当たっては、市民、議会、専門的な知見を有する学識経験者などのご意見を反映していくことが重要となるため、有識者による懇話会や市民代表を含めた市民会議の設置、市民からの意見募集などを行ってまいります。

## 2. 復興の基本理念

私たちは、今回の震災で家族や地域、仲間や組織など、人とのつながりや支え合い、地域コミュニティの力、自治体間の連携など、「絆」や「連携」がいかに大切であるかを改めて実感しました。

この震災を乗り越えていくためには、市民・団体・企業・行政がともに考え、ともに手を取り行動していく「協働」の力により、震災からの単なる復旧に留まることなく、さらなる発展を目指していくこと、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めることが必要となります。同時に、今回の震災の教訓をよりの確で実行性のある防災・減災対策としてまちづくりに活かし、次の世代に確実に引き継いでいかなければなりません。

また、私たちは、この震災をこれまでの生き方や暮らし方、経済活動のあり方などを見つめ直すきっかけとし、「真の豊かさ」とは何かを市民一人ひとりが真剣に考えながら、「新しい大崎を創生」していく必要があります。

このことから、震災復興に向けた基本理念を

### **「真の豊かさ 連携と協働による大崎の創生」**

とし、新しいまちづくりの方向性として4つの基本方針を示します。

### 3. 復興の基本方針

## 1 生き生きとした暮らしの再建

今回の震災により甚大な被害を受けた市民一人ひとりが、一日も早く震災前の日常生活を取り戻し、これからも住み続けることができるよう、きめ細かな支援を行うとともに、社会基盤や都市機能の復旧を早急を実施し、市民が生き生きと暮らしていくための環境づくりを進めます。

- 被災者の生活再建支援
- 緊急雇用による支援
- 被災者への心身のケア
- 社会基盤・都市機能の復旧
- 被災した学校教育施設などの復旧
- 災害廃棄物の処理
- 原発事故への対応

## 2 安全で安心なまちづくり

安心して市民生活や経済活動を行うことができるよう、災害に強い社会基盤や都市機能の整備を進めるとともに、今回の震災を教訓とし、活力ある地域コミュニティを育みながら、市民などとの協働のもとで、安全で安心なまちづくりを進めます。

- より災害に強いまちづくり
- 防災体制の強化
- 防災教育と人材の育成
- 情報伝達機能の確立
- 災害拠点病院機能の充実
- 保健・医療・福祉の充実
- 教育環境の充実
- 自然との共生によるまちづくり
- 活力ある地域コミュニティの再構築
- 市民による地域計画づくり（コミュニティ・防災）

### 3 誇りあるふるさとの復興

地域産業の早期復旧を支援し、他に誇れる豊富で特色ある地域資源を活かしながら、農林水産業、商工業、観光業の振興を図るとともに、企業誘致や新しい産業の創造に挑戦するなど、地域産業の復興と生活を支える雇用の維持・創出に向けた取り組みを進めます。

- 農林水産業の復興
- 商工業の復興
- 観光業の復興
- 中心市街地の復興
- 新しい産業の創造
- 雇用の維持・創出
- 伝統・文化の保存・継承

### 4 連携と交流による新たな大崎の創生

交通の要衝という特性を活かし、市内の地域間、内陸部と沿岸部、太平洋と日本海、東北と首都圏をつなぐ広域連携・交流機能を本市の大きな役割として位置づけ、その機能を各分野において最大限に発揮できる環境を整えながら、新しい大崎を創生していきます。

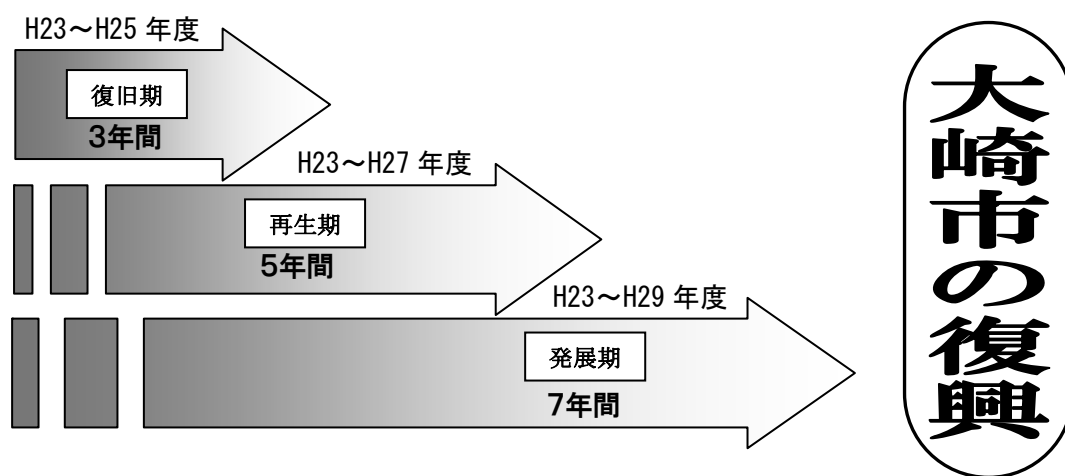
- 地域間連携の強化
- 自治体間の連携の充実
- 新しい東北における大崎の創生

## 4. 計画期間

市内全域の復興を達成するまでの期間をおおむね7年間とし、平成29年度を復興の目標に定めます。また、全体の計画期間を復旧期、再生期、発展期に区分します。

- ①復旧期⇒平成25年度まで（震災からおおむね3年間）
- ②再生期⇒平成27年度まで（震災からおおむね5年間）
- ③発展期⇒平成29年度まで（震災からおおむね7年間）

計画期間：7年間（目標：平成29年度）



## 5. 市の行財政運営の基本方針

本市の最優先課題は、市民生活の一日も早い再建と地域経済の復興、都市基盤の早期本格復旧です。市民に必要な不可欠な行政サービスの安定的な供給と必要事業の着実な実施に配慮しながら、さらなる行財政改革と事務事業全体の抜本的な見直しを行い、復旧・復興事業へ重点的に取り組んでいきます。

また、国に対し、新たな制度の創設や地方交付税等の財政措置、合併特例債の適用期間の延長など、震災復興に対する制度的な支援と十分な規模による財政支援を行うよう強く要請し、復興に向けた財源確保に精力的に取り組めます。